



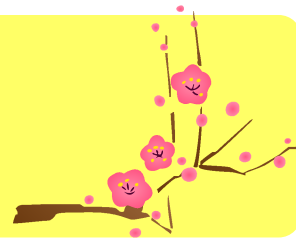
紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和6年2月29日
発行:紋別警察署
交通課
電話:0158-23-0110
NO.12



住所などが 変わったら…



運転免許証の記載事項が変わったときは、変更手続きが必要です！！



◎各種手続きができる場所は、住所地を管轄する
【運転免許試験場】 【警察署】 【駐在所】
です！
詳細はお近くの警察署までお問い合わせください。



①住所の変更
必要なもの
【運転免許証】

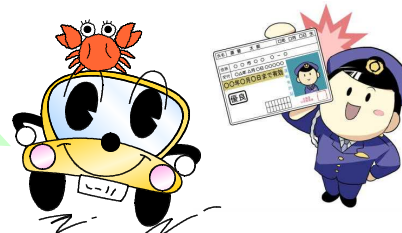
【新住所を確認できるものの提示】
(住民票、マイナンバーカード、健康保険証、
新住所に届いた郵便物などいずれか一点)

重要

②氏名の変更
必要なもの
【運転免許証】
【本籍記載の住民票の提出】
若しくは
【マイナンバーカードの提示】

③本籍の変更
必要なもの
【運転免許証】
【本籍記載の住民票の提出】

しっかり
確認するモン！！



◎住所を変更する場合は、新住所地を管轄する警察署等で手続きしてください！！
◎免許失効者から、「はがきが届かなかったので更新手続きを取らなかった」という話を聞きますが、特別新規申請（免許失効者に対する措置）の『やむを得ない理由』とはなりません！！
記載事項の変更は免許保有者の義務です！！
記載事項に変更が生じたときは、速やかに警察署等で手続きをしてください！！



お問い合わせ→→→北見方面紋別警察署

0158-23-0110 交通課まで